

令和7年4月1日開始

# 高崎市 学校給食費無償化等制度

高崎市では子育て世帯の経済的負担を軽減するため、高崎市立の小学校・中学校・特別支援学校に通う児童生徒の給食費無償化等を実施する予定です。

## 対象者

高崎市立の小学校・中学校・特別支援学校に在籍する児童生徒

- ・第2子以降の給食費・・・無償化
- ・第1子の給食費・・・10%軽減



※第何子にあたるかは、高校生以上の子や、別居している子も含めて数えます。

|  |                     |                     |         |          |
|--|---------------------|---------------------|---------|----------|
| <b>例1</b><br>第1子が<br>中学生の場合                              | 10%軽減               | 無償化                 | 無償化     |          |
|  |                     |                     |         |          |
|  | 第1子 中学生             | 第2子 小学生             | 第3子 小学生 | 第4子 幼稚園児 |
| <b>例2</b><br>第1子・第2子が<br>高校生以上<br>かつ<br>第1子が別居<br>している場合 |                     |                     | 無償化     | 無償化      |
|  |                     |                     |         |          |
|  | 第1子 会社員<br>他県在住（別居） | 第2子 大学生<br>市内在住（同居） | 第3子 中学生 | 第4子 小学生  |

※ただし、生活保護及び就学援助等により、学校給食費相当額の給付を受けている場合は、対象外です。

## 手続き

【令和6年12月中旬頃】

市で把握している第1子・第2子以降の情報を記載した通知を送付しますので、確認してください。



### 修正あり

次のいずれかの方法で報告してください。

- ・通知に記載されているQRコードから電子報告
- ・通知に同封されている報告書に記入して提出

### 修正なし

記載内容に間違いがない場合は、手続き不要です。

〈問い合わせ先〉

高崎市教育委員会 健康教育課 〒 370-8501 高崎市高松町 35 番地 1  
☎ 027-321-1294  
✉ ky-kenkou@city.takasaki.gunma.jp